

桶川市内共通子育て世帯お買い物券配布事業実施要綱

(令和5年12月26日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の家計を支援することにより消費を喚起し、市内経済の相乗的な回復を図るため、子育て世帯に対し、市内等の店舗で使用可能な桶川市内共通子育て世帯お買い物券（桶川市商工会が発行する桶川市内共通子育て世帯お買い物券をいう。以下「お買い物券」という。）の配布事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(配布対象者)

第2条 お買い物券を配布する対象となる者（以下「配布対象者」という。）は、平成17年4月2日から令和6年1月1日に生まれ、令和6年1月1日において住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により市長が作成する住民基本台帳をいう。）に記録されている児童（以下「対象児童」という。）が属する世帯主である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が配布対象者に相当すると認めた者についても、配布対象者に含めるものとする。

(配布額)

第3条 配布するお買い物券の額は、対象児童1人につき5,000円とする。

(利用期間)

第4条 お買い物券の利用期間は、令和6年4月1日から令和6年7月31日までとする。

(配布手続)

第5条 市長は、お買い物券の配布に当たっては、事前に配布対象者に対し、お買い物券を配布する旨を通知するものとする。

- 2 配布対象者は、前項の規定による通知を受けた場合において、お買い物券の受取を辞退するときは、市長が定める期限までに申し出るものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申出がないときは、配布対象者がお買い物券の受取に同意したものとみなし、お買い物券の配布を決定する。
- 4 お買い物券の配布は、前項の規定によりお買い物券の配布を決定した者（次条において「配布決定者」という。）にゆうパックにより送付する方法により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別の方法により配布することができる。

（受取が行われなかった場合の取扱い）

第6条 前条第4項の規定によりお買い物券を送付した後、配布決定者が不在等のため、お買い物券の受取が行われなかった場合において、当該配布決定者への連絡等に努めたにもかかわらず、当該配布決定者の責に帰すべき事由により配布できなかったときは、当該配布決定者がお買い物券の受取を辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他の不正の手段によってお買い物券の配布を受けた者に対し、既に配布したお買い物券（お買い物券を既に使用している場合は、使用したお買い物券に相当する額の現金）の返還を求めることができる。

（配布等に関する周知）

第8条 市長は、事業の実施に当たり、お買い物券を使用することができる店舗、配布対象者の要件及び配布の方法について、広報その他の方法により市民への周知を行うものとする。

（事業の委託）

第9条 市長は、事業に係る事務を第三者に委託することができる。

（災害等に対する対応）

第 10 条 市長は、災害その他事業の実施に深刻な影響があると認めるときは、この要綱の規定にかかわらず、事業の中止、休止、延期等の必要な対応をするものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 10 月 31 日限り、その効力を失う。